

介護保険負担限度額認定証を申請される方へ

➤ 負担限度額認定の対象者要件

認定証が交付される方は以下の要件をすべて満たす方です。

- ①住民税非課税世帯（世帯全員が住民税非課税）であること
- ②配偶者がいる場合は、配偶者の住民税が非課税であること
- ③本人（配偶者がいる場合は、配偶者も含む）の預貯金・有価証券等の金額の合計が一定額以下であること。(*1)
(*1) 所得の状況によって基準が変わります。必ず裏面の表を確認してください。

➤ 申請方法について

町所定の申請書に必要事項を記入し、下記担当課までご提出ください。（郵送可）
（※申請の際は、提出書類に漏れがないか、今一度ご確認ください。）

➤ 申請に必要な書類

- 介護保険負担限度額認定申請書及び同意書

※申請書は町ホームページからもダウンロードできます。

- 利用者本人及び配偶者が有する資産の資料（金額がわかるもの）

（例）

- ・預貯金：通帳の写し

（普通・定期等すべての預貯金種別を対象とし、次に掲げるすべてのページが必要です。）

- (1) 「銀行名・支店・口座番号・名義」の確認できるページ
- (2) 最終残高が確認できるページ

（最終記帳日が2か月以内で、最終記帳日から過去2か月間の取引履歴があるページすべて。年金受取口座については振込が確認できるページ） ※紛失等の場合、残高証明書でも可

- ・有価証券：証券会社や銀行の口座残高の写し
- ・投資信託：銀行、信託銀行及び信託会社等の口座残高の写し
- ・タンス預金：自己申告
- ・負債：借入金・住宅ローンの残高がわかる最新の借用証明書の写し

配偶者の本年1月1日時点の住所が大磯町でなかった場合は、配偶者の市町村民税非課税証明書を1月1日時点の住所地の市区町村から取り寄せてください。

裏面も必ずご確認ください！

➤ 留意事項

- 必要に応じて、金融機関等に預金照会を行う場合があります。虚偽の申告をした場合は給付額の返還に加え、加算金が課される場合があります。
- 前住所地等への照会により、審査・交付までに日数を要する場合がありますので、ご承ください。

対象者要件（所得の状況と預貯金等の資産の状況）の表

利用者段階	所得の状況		預貯金等の資産の状況
1	生活保護受給者の方等 【「収入等に関する申告」が①の方】		単身：1,000万円以下
	住民税非課税世帯全員が	高齢福祉年金受給者の方 【「収入等に関する申告」が②の方】	夫婦：2,000万円以下
合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方 【「収入等に関する申告」が③の方】		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	
合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方 【「収入等に関する申告」が④の方】		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	
合計所得金額+年金収入額が120万円超の方 【「収入等に関する申告」が⑤の方】		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	

介護保険負担限度額は8月1日から翌年7月31日が年度の切り替えとなります。よって、確認する合計所得金額は以下のとおりです。

8・9・10・11・12月に申請をした場合 →前年の合計所得金額を確認します。

1・2・3・4・5・6・7月に申請をした場合 →前々年の合計所得金額を確認します。

確認する合計所得金額は変わりません。

大磯町 町民福祉部福祉課 高齢福祉係（保健センター1階）
〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183
TEL 0463-61-4100 内線 302・315・316